

○太田市補助事業審査規程

平成17年3月28日

訓令第16号

改正 平成19年3月30日訓令第4号

平成23年3月4日訓令第2号

平成26年12月10日訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に基づき、市の職員が行う規則第2条第1項第1号の補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の審査、調査及び是正措置（以下「審査」という。）に関し必要な事項を定める。

(平23訓令2・一部改正)

(審査員)

第2条 審査は、市長が補助事業の審査員として指定した職員（以下「審査員」という。）及び補助事業の事務担当課（以下「事務担当課」という。）の職員（以下「担当審査員」という。）が行う。

(平23訓令2・一部改正)

(審査の種類及び範囲)

第3条 審査は、原則として当該補助事業の担当審査員が行うものとする。ただし、補助事業のうち次に掲げるものに係る審査は、審査員が行うものとする。

- (1) 事業の内容が建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する土木建築関係工事をいう。以下同じ。）で、補助金の額が100万円以上の補助事業
- (2) 機械器具（車両等を含む。以下同じ。）及び備品等（以下「機械器具等」という。）を購入し、補助金の額が50万円以上の補助事業
- (3) その他市長が必要と認める補助事業

(平23訓令2・平26訓令11・一部改正)

(審査員の職務)

第4条 審査員及び担当審査員は、審査を行うに当たり厳正かつ公平に行わなければならない。

2 審査員及び担当審査員は、審査を実施する前に、あらかじめ審査の対象となる内容等を熟知しておかなければならない。

3 審査員及び担当審査員は、審査を行うに当たり適合又は不適合を判定しなければならない。

(平23訓令2・一部改正)

(審査員の審査手続等)

第5条 事務担当課の長（以下「事務担当課長」という。）は、第3条各号に掲げる補助事業について補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）より規則第10条の補助事業等実績報告書（以

下「実績報告書」という。)の提出があったときは、補助事業審査依頼書(様式第1号。以下「審査依頼書」という。)に実績報告書その他関係書類を添え、審査員の属する課の長(以下「審査担当課長」という。)に送付するものとする。

- 2 審査担当課長は、前項の規定による審査依頼書の送付を受けたときは、速やかに審査の日時等を補助事業審査連絡票(様式第2号)により、当該事務担当課長に連絡するものとする。
- 3 審査担当課長は、事務担当課長から審査依頼書の送付を受けた日から第3条第1号の補助事業については14日以内に、同条第2号及び第3号の補助事業については10日以内に審査員に審査を行わせるものとする。ただし、法令又は条例、規則若しくは他の規程に特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。

(平19訓令4・平23訓令2・平26訓令11・一部改正)

(担当審査員の審査の時期)

第6条 事務担当課長は、第3条の規定により担当審査員が審査を行う補助事業について補助事業者より実績報告書の提出を受けた場合において、当該補助事業の内容が建設工事であるときは実績報告書の提出を受けた日から14日以内に、建設工事以外であるときは実績報告書の提出を受けた日から10日以内に、担当審査員に審査を行わせるものとする。ただし、法令又は条例、規則若しくは他の規程に特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。

(平23訓令2・全改、平26訓令11・一部改正)

(審査の実施)

第7条 審査員及び担当審査員は、実績報告書その他関係書類に基づき審査を行うものとする。

- 2 審査員及び担当審査員は、建設工事については、太田市建設工事検査規程(平成17年太田市訓令第17号)の検査方法に準じて審査を行うものとする。
- 3 審査員及び担当審査員は、機械器具等については、製造者又は納入者に対し、検査記録、証書その他関係書類を提示又は提出させ審査を行うものとする。

(平23訓令2・一部改正)

(審査の立会い)

第8条 審査員及び担当審査員は、審査に際し、事務担当課の職員及び補助事業者又はその代理人を立ち合わせ、必要な事項を説明させる等により審査を行う。

- 2 審査員及び担当審査員は、必要と認めるときは請負人により施工された建設工事については、その代表者又は代理人及び工事監理者の定めがある場合は工事監理者を、機械器具等については、製造者、納入者等を立ち合わせ、必要な事項を説明させる等により、審査を行う。

(平23訓令2・一部改正)

(審査員による審査実施後の処置)

第9条 審査担当課長は、当該補助事業の審査を行い適正であると認めたときは、補助事業審査調書(様式第3号)により事務担当課の属する部局の長(以下「事務担当部局長」という。)に報告し

なければならない。

2 審査担当課長は、当該補助事業の審査を行い不適合と認めるときは、補助事業者及び建設工事については、請負人に、機械器具等については、製造者又は納入者に対し、補修、改造、取替えその他必要な措置（以下「補修等」という。）について期限を指定して指示するとともに、事務担当部局長にその旨を通知しなければならない。

3 審査担当課長は、審査の結果が重大かつその補修等に要する期間が長期にわたると認められるとき、又は補修等が不能と認められるとき、及び実績報告書の内容その他に違反したと認められるときは、その旨を市長及び事務担当部局長に報告し、その措置について指示を受けなければならない。

（平19訓令4・平23訓令2・一部改正）

（再審査）

第10条 審査担当課長は、前条第2項の規定により補修等を指示したものについて、相手方から当該補修等が完了した旨の通知があったときは、再審査を行うものとする。ただし、補修等を指示したものがきん少かつ軽易なもので短期間にその措置が講ぜられると認められるものについては、当該事務担当課の係長以上の職にあるものに審査を委任することができる。

（平19訓令4・一部改正）

（担当審査員による審査実施後の措置）

第11条 前2条の規定は、担当審査員による審査について準用する。この場合において、「審査担当課長」とあるのは「事務担当課長」と読み替えるものとする。

（平23訓令2・追加、平26訓令11・一部改正）

（その他）

第12条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平23訓令2・旧第11条線下）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の太田市補助事業審査規程（昭和55年1月11日太田市規程第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月4日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月10日訓令第11号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

総務部		課長	係長	係

補助事業審査依頼書		
年 月 日		
課長	様	
	課長	
次の補助事業の審査を依頼します。		
事業実施団体名		
代表者	住所	太田市
	氏名	
事業名称		
事業場所		太田市
総事業費		円
補助金の額		円
着手年月日		年 月 日
完了年月日		年 月 日
備考		

様式第2号(第5条関係)

部 長	副部長	課 長	係 長	係

補 助 事 業 審 査 連 絡 票				
年 月 日				
様				
課長				
次の補助事業の審査を行いますから連絡いたします。				
審 査 番 号		審査職員		
審 査 年 月 日	年	月	日	午 前 後 時 分
事 務 担 当 部 課 名	部	課	担当職員	
事業実施団体名				
代 表 者	住 所	太田市		
	氏 名			
事業名称				
事業場所	太田市			
総 事 業 費	円			
補 助 金 の 額	円			
備 考				

様式第3号(第9条関係)

補助事業審査調書

事業実施団体名				
代表者	住 所	太田市		
	氏 名			
事業名称				
事業場所		太田市		
着手年月日	完了年月日	年 月 日	年 月 日	
補助率	. %	国・県・支出金の有無	有 ・ 無	
立 会 人		事業団体		

総事業費	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
補助金交付決定額										
概 算 払										
支 払 額										

審査年月日	審査執行者
年 月 日	

審査結果及び意見	

様式第 1 号（第 5 条関係）

（平 1 9 訓令 4 ・ 平 2 3 訓令 2 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（平 1 9 訓令 4 ・ 平 2 3 訓令 2 ・ 一部改正）

様式第 3 号（第 9 条関係）

（平 2 3 訓令 2 ・ 一部改正）